

三朝町会計規則及び三朝町建設工事執行規則の一部を改正する規則

(三朝町会計規則の一部改正)

第1条 三朝町会計規則(平成20年三朝町規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改正後	改正前
<p>(予定価格の決定方法)</p> <p>第90条 略</p> <p><u>(予定価格の入札前の公表)</u></p> <p><u>第90条の2 契約権者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事に係る測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの業務(以下「測量等業務」という。)に係る一般競争入札を適正に執行するため特に必要があると認めるときは、当該一般競争入札を執行する前に、当該測量等業務の予定価格を公表することができる。</u></p>	<p>(予定価格の決定方法)</p> <p>第90条 略</p>

(三朝町建設工事執行規則の一部改正)

第2条 三朝町建設工事執行規則(平成20年三朝町規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前

(予定価格)

第13条 略

(予定価格の入札前の公表)

第13条の2 町長は、一般競争入札を適正に執行するため特に必要があると認めるときは、当該一般競争入札を執行する前に、当該一般競争入札に付する工事の予定価格を公表することができる。

(最低制限価格)

第14条 町長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項の最低制限価格を設けるときは、当該一般競争入札に付する工事の予定価格の10分の8.5から3分の2までの範囲内において定めなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第19条 第10条から第15条まで及び第17条の規定は、指名競争入札について準用する。この場合において、第14条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項」とあるのは、「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の13において準用する同令第167条の10第2項」と読み替えるものとする。

(予定価格)

第13条 略

(最低制限価格)

第14条 町長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項の最低制限価格を設けるときは、当該一般競争入札に付する工事の予定価格の10分の8から3分の2までの範囲内において定めなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第19条 第10条から第15条まで及び第17条の規定は、指名競争入札について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の三朝町会計規則の規定は、施行日以後に公告し、通知する測量等業務から適用し、同日前に公告し、通知されたものについては、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の三朝町建設工事執行規則の規定は、施行日以後に公告し、通知する工事から適用し、同日前に公告し、通知されたものについては、なお従前の例による。